



《会計・税務の知識》 「中小企業の会計に関する指針」を活用した借入の優遇制度

中小企業における金融機関からの融資の際、「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストを必要書類として提出することにより、借入に際する手数料や金利が安くなる等の優遇制度を受けることができます。

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストは、平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」に基づき、税理士が中小企業の皆様の計算書類を作成したことを確認する書類です。

現在、117の金融機関にてこの制度を利用した無担保融資商品等が取り扱われており(平成20年4月12日日税連調)、信用保証協会においても、この制度を利用することにより、保証料率の割引(保証料率から0.1%)を受けることができます。

参考URL:

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/chusyo.html>

例えば、Y銀行のスーパービジネスローンでは、以下のような優遇制度が設けられています。

- ◆ 通常の適用金利より年0.375%の優遇
- ◆ 新規取引OK
- ◆ 無担保・第三者保証人不要で最高5,000万円まで融資
- ◆ 借入期間は最長5年

また、この度、平成20年5月1日付けで「中小企業の会計に関する指針」が改正され、同年5月22日付けでチェックリストが改訂されましたが、当事務所では、上記チェックリストの作成にも対応しております。

御社の資金調達の際には、当事務所がスピーディーにご対応いたします!

<参考>

その他、M銀行の「クライアントサポートローン」では、以下のような優遇処置が受けられます。
※比較対照は、同行の「ビジネスセレクトローン」となります。

【条件面】

ビジネスセレクトローン：最新決算期において、債務超過でないこと

クライアントサポートローン：条件なし

【貸出期間】

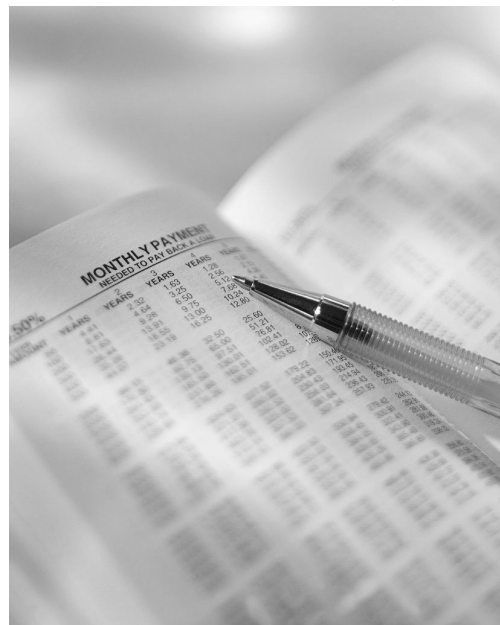
ビジネスセレクトローン：無担保の場合3年以内

クライアントサポートローン：無担保の場合最長5年以内

【手数料】

ビジネスセレクトローン：最低31,500円～

クライアントサポートローン：不要



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>